

○議長（茅沼隆文）

日程第6 議案第24号 開成町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正されたことに伴い、開成町個人情報保護条例で定める個人番号を利用することができる事務に係る情報提供等記録を訂正した場合の手続きを定める等の必要があるため、開成町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第24号 開成町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年6月16日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、本条例改正の概要を御説明いたします。

平成27年9月に、個人情報の保護に関する法律、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部を改正する法律が公布され、同日から段階的に施行されております。

そのうち本年5月30日に規定された施行番号法の規定により、地方公共・団体が条例に基づき、独自に個人番号を利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報の紹介、提供事務が可能になりました。このことに伴い、情報提供等記録、これは情報連携を行う際に記録される、情報公開者及び情報提供者の名称、提供日時、特定個人情報の項目等の記録のことを言います。これに条例で規定しました、独自利用事務について、他の地方公共団体との情報連携の記録を含めることとともに、その記録を訂正した場合、その通知先に番号法に規定された事務と同様、総務大臣及び情報紹介者または情報提供者に通知する旨を新たに追加する必要が生じたため、条例改正をするものです。なお、開成町では、現在、条例に基づき独自で利用している事務はございません。

それでは、1枚おめくりください。

開成町条例第号開成町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

開成町個人情報保護条例（平成14年開成町条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

まず、第2条になります。番号法に第26条が追加され、情報提供等に関する規定が準用されました。情報提供等記録の定義において、条例事務で情報をやりとりした記録を含むものとすることでございます。

条例事務とは、条例で定める独自の事務のうち、国の個人情報保護委員会の定める要件を満たし、承認を受けた事務で、例えば、他の自治体でいえば、生活保護事務などがございます。

続きまして、第20条の2です。先程申しあげましたとおり、番号法に第26条が追加されたことに伴い、法28条、法29条とするものです。

2ページをご覧ください。第22条の2です。法定事務と同様に、条例事務についても、個人情報記録の訂正を行った場合に、総務大臣及び条例事務関係情報紹介者または条例事務関係情報提供者に訂正の事実を通知する規定を追加するものでございます。

附則になります。この条例は公布の日から施行し、改正後の開成町個人情報保護条例の規定は、平成29年5月30日から適用する。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第24号　開成町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。